

秩父市農業委員会 令和2年 第10回 定例総会 議事録

- 1 会 期 令和2年10月22日(木) 午後2時00分から
同 日 午後3時35分まで
- 2 議 場 秩父市役所 歴史文化伝承館 1階 研修室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

| | | |
|---------|------|---------|
| 会 長 | 1 番 | 条 東 男 |
| 会長職務代理者 | 3 番 | 長 谷 川 満 |
| 会長職務代理者 | 7 番 | 横 田 友 |
| 委 員 | 2 番 | 上 井 克 彦 |
| 委 員 | 4 番 | 加 藤 勝 市 |
| 委 員 | 5 番 | 笠 原 倍 吉 |
| 委 員 | 6 番 | 彦久保 利 平 |
| 委 員 | 8 番 | 黒 澤 昌 治 |
| 委 員 | 9 番 | 青 野 孝 司 |
| 委 員 | 10 番 | 新 田 恭 一 |
| 委 員 | 11 番 | 長 島 秀 明 |
| 委 員 | 12 番 | 豊 田 恵 男 |
| 委 員 | 13 番 | 設 楽 治 男 |

4 議事日程

| | |
|------|---------------------|
| 日程第1 | 開 会 ・ 開 議 |
| 日程第2 | 議 事 日 程 の 報 告 |
| 日程第3 | 総 会 成 立 の 報 告 |
| 日程第4 | 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 |
| 日程第5 | 諸 報 告 |
| 日程第6 | 審 議 議 案 の 報 告 |
| 日程第7 | 議 案 審 議 |

議案第56号 秩父市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定

- | | | |
|--------|----------------------|-------|
| 議案第57号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (4件) |
| 議案第58号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | (4件) |
| 議案第59号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (15件) |
| 議案第60号 | 農用地利用集積計画の決定について | (2件) |
| 議案第61号 | 農用地利用配分計画の意見について | (2件) |

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

- | | | |
|------|--------|-------|
| 第1区域 | 吉川 稔 | 松澤 眞一 |
| 第2区域 | 倉林 幸男 | 大久保 勝 |
| 第3区域 | 小久保 健司 | |
| 第4区域 | 齊藤 稔 | 富田 典孝 |
| 第5区域 | 新井 明弘 | 木村 初枝 |
| 第5区域 | 高田 忠一 | 新舟 文男 |
| 第6区域 | 千島 初夫 | 木村 雄一 |

6 欠席した農地利用最適化推進委員 (1人)

- | | |
|------|-------|
| 第3区域 | 田口 俊夫 |
|------|-------|

7 農業委員会事務局職員

- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 上林 晃 | 主席主幹 | 小嶋 祥弘 |
| 参 与 | 高野 明生 | 主 事 | 岩田 直樹 |
| 主席主幹 | 新井 幸男 | 主 幹 | 新地 広幸 |
| 主 幹 | 加藤 和彦 | | |

8 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長 (糸会長) ただいまから、秩父市農業委員会 令和2年 第10回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長 (糸会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いた

しましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（条会長） 本日は3区域 田口俊夫推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（条会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（条会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。8番 黒沢 昌治 委員 及び 9番 青野 孝司 委員 以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（条会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

上林事務局長 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。

番号1番の農地改良についてですが、申請地は寺尾地内で、和銅大橋寺尾交差点の北約420mの位置にあります。届出事由は、申請地は、道路面より70cmほど低く、水が溜まりやすく、農機具等の搬入に支障をきたしていることから、75cmほど客土し耕作しやすくしたいとのことです。農地改良後はダイコン・白菜・キャベツ等の露地野菜を作付けする予定でございます。

届出内容を審査しましたところ、改良する面積が1000平方メートル未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、申請者は、改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、会長専決により受理いたしました。諸報告は以上です。

日程第6 審 議 議 案 の 報 告

議長（会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書1ページの、議案第56号の議案名、秩父市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の次に「の改正（案）」を追加してください。次に、6ページの議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号2の申請地〇〇〇〇番を〇〇〇〇番に訂正してください。次に12ページの議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、番号6を削除をしてください。次に17ページの議案第61号 農用地利用配分計画の意見について（案）のうち、2番案件の番号1を番号2に訂正してください。

それでは、令和2年 第10回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第56号 秩父市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正（案）について、議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について が4件、議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について が4件、議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について が15件、議案第60号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第61号 農用地利用配分計画の意見について（案）が1件、以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第56号上程 秩父市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する改正（案）」について

議長（会長） これより議案の審議に入ります。議案第56号 「秩父市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正（案）」についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林事務局長 議案第56号 秩父市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正（案） について説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。 本案は、農業委員会等に関する法律第7

条第1項におきまして、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びその方法について指針を定めるように努めなければならない、と規定されていることにより、活動に伴う指針を平成29年10月23日の農業委員会総会において定めたところでございます。

この指針は、秩父市における農地利用に係る将来ビジョンを描くもので、第1では、その基本的な考え方を、第2では、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進、これら3点について具体的な目標と推進方法を掲げております。

また、この指針は農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証、見直しを行うもので、今年度は3年後の令和5年度目標を見直す改正案を提案させていただくものでございます。

なお、本案につきまして議決していただいた後は、農業委員会等に関する法律第7条第3項及び第37条の規定により、インターネットによる市のホームページ等において、これを公表することにいたします。説明は以上です。

～「休憩」～

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。なお、本案は、農地等利用最適化推進委員に係るものですので、このたびは、推進委員から質疑がありましたら、発言を許可いたします。ただし、ここでは、議案に対する質疑にとどめていただきますよう、お願いいたします。

議長（会長） 質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（会長） 質疑等なしと認めます。続きまして、推進委員の意見を伺います。農業委員会等に関する法律第7条第2項では、農業委員会は、この指針を定めようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないと、と規定されております。この指針について、何か意見がある推進委員は、挙手をしてください。

議長（会長） 意見はありませんか。

（「意見なし」と言う人あり）

議長（会長） 意見なしと認めます。続きまして、委員に意見を伺います。この指針について、何か意見がある委員は、挙手をしてください。

議長（会長） 意見はありませんか。

（「意見なし」と言う人あり）

議長（衆会長） 意見なしと認めます。これより採決をいたします。議案第56号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は可決されました。

議案第57号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （4件）

議長（衆会長） 次に、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1について説明します。

本件は、令和2年第9回定例総会において審議いただいた「議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項規程に基づき決定された大宮 字 上ノ台 畑 1筆 330㎡について譲り受けた旨申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したため、このたび申請に至ったものです。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地は平成12年に相続により取得した土地です。

案内図の1ページをご覧ください。土地の所在につきましては、秩父特別支援学校から南西に約250m離れた場所に位置しています。

譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者で、申請地の近くで父親とともに居住しております。申請地の隣接地も父親所有の農地になっているため、一体での農地利用が可能になります。

譲受人に農業経験はありませんが、父親に教わりながら野菜づくりに励んでいきたいとのことです。

作付計画としては、ダイコン、ハクサイ、ホウレンソウ、ジャガイモ等の野菜を栽培する予定で、現況は農地として管理されておりました。説明は以上です。

小嶋主席主幹 私からは番号2及び3について説明いたします。

番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原 字 宿東（しゅくひがし） 畑 1筆 145㎡ 平成20年及び平成21年に相続で取得した土地になります。

案内図の2ページをご覧ください。申請地は秩父鉄道大野原駅から東北東に約750mに位置しています。申請の目的は農業経営の拡大です。

譲渡人は市外に居住しており、当申請地の管理が難しくなってきたため、この度、

申請地に近く、農業を営む譲受人に申請地を譲り渡したいとして申請されました。

譲受人は現在、秩父市大野原及び大宮地内に計4036.41㎡の農地を所有しており、これは秩父市大野原及び大宮地区内における下限面積要件10アールを上回っています。農作業歴は50年に及び、トラクター及び耕運機を各1台所有し、現在は妻と二人で米、大豆、ゴマ、野菜等の栽培をしているとのことです。

申請地は譲受人の自宅から道路を挟んだ場所にあり、隣接の農地はありません。

また、許可後の作付計画では、ほうれん草、玉ねぎ等を作付する予定になっています。現地を確認したところ、草刈り等行われ、保全管理されておりました。

つきまして、番号3について説明します。

本件は、令和2年第9回定例総会において審議いただいた「議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項規程に基づき決定された大野原字蓼沼 畑2筆 405㎡について譲り受けた旨申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したため、このたび申請に至ったものです。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地は平成31年に相続により取得した土地です。

案内図の3ページをご覧ください。土地の所在につきましては、秩父市原谷小学校から北西約400m付近に位置しています。

譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者です。現在も自宅の前にある当申請地を譲渡人の許可を得て管理しておりましたが、相手方との調整が整ったため、この度の申請に至りました。

譲受人は、耕うん機を1台所有し、妻と耕作をおこなっていききたいとのことです。作付計画としては、申請地にじゃがいも、さつまいも、玉ねぎ、ニンジン、ネギ、なす等の野菜を栽培していく予定となっております。現地を確認したところ、小豆、サトイモ等の作物が耕作されておりました。説明は以上です。

新井主席主幹 つきまして番号4について説明します。

本件は、令和2年第9回定例総会において審議いただいた「議案第49号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項の規程に基づき上吉田 字 つらはら堀 畑3筆 1079㎡について、譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したことから、本申請に至ったものです。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地は平成8年に相続により取得した土地です。

案内図の4ページをご覧ください。土地の所在につきましては、合角ダム管理事務所から北西1430mに位置しています。

譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者で、申請地に隣接する妻の実家をリフォームして、先月、夫婦で転入してきました。そのため自宅前の農地を譲り受けて、畑を耕作したいと今回の申請になったものです。譲受人に農業経験はありませんが、妻は家庭菜園の経験もあることから一緒に耕作をする予定です。軽トラックと耕運機をそれぞれ1台所有しています。

作付計画では、じゃがいも、ネギ、トマト、キュウリ、ナス、大根、サトイモなどの他、柿や柚子の植栽もする予定です。現地を確認したところ保全管理された農地となっていました。説明は以上です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番（加藤委員） 番号1についてですが、私は適切であると判断をいたしました。3条案件でもございますので、担当推進委員さんの意見を尊重してご審議をいただきたいと思います。

1区（吉川推進委員） 番号1について意見を申し上げます。事務局からの概要のとおりです。問題はないと判断をいたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。

9番（青野委員） 番号2について意見を申し上げます。事務局と現地を確認してまいりました。概要は事務局からの説明のとおりで、遊休農地が解消されることの観点からも、承認することに特段異議はございません。続きまして、番号3について意見を申し上げます。この農地は譲受人の自宅に隣接する農地で、すでに譲受人により耕作されている農地であることから、承認することに特段異議はございません。ご審議をよろしく申し上げます。

3区（小久保推進委員） 番号2については、先日、現地を確認しましたが、保全管理状態で譲受人の自宅と隣接されていることから、耕作には問題はないと思います。番号3についても、譲受人の自宅と隣接されていることから、耕作には問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

2番（上井委員） 番号4について意見を申し上げます。申請地につきましてはリフォームされた譲受人の奥様の実家にも隣接していることから、現在も保全管理されており、農地として耕作するには問題はないと思います。よろしくご審議の程申し上げます。

5区（高田推進委員） 先日、事務局職員と委員さんと現地確認をいたしました。

申請地につきましてはリフォームされた譲受人の奥様の実家庭先ということで、新規就農するには問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第57号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

議案第58号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （4件）

議長（衆会長） 次に、議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

高野参与 番号1について説明いたします。申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図の5ページ、下の航空写真左上をご覧ください。

申請地は、下影森 字 押堀 畑 1筆 233平方メートルで、秩父二中の南西260メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、貸駐車場用地です。

申請事由ですが、申請人は隣接地において賃貸住宅を経営しており、入居者の利便性の向上と、本日の議案第59号5条番号9及び10の申請に伴う近隣居住者からの駐車場設置要望により、今後も耕作の予定がない本申請地の有効活用と地域への貢献を図りたいとして申請されたものです。

なお、申請地の一部を入居者が駐車場として使用していたことから、始末書が添付されています。現地を確認したところ、不耕作地の一部が乗用車2台分の駐車場となっております。以上です。

小嶋主席主幹 私からは、番号2について説明いたします。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、山田 字 木戸原 畑 1筆 117平方メートル及び 田 1筆 38㎡で、高篠小学校の北北東約450メートル付近に位置し、立地の基準

につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、農家住宅敷地の拡張及び進入路用地です。申請事由ですが、申請者は住宅のリフォームを契機に所有土地の確認をしたところ、敷地内にある車庫及び市道から自宅への進入路の一部が農地転用の許可を受けないまま、昭和55年7月頃から使用していたことが判明し、申請地の西側に隣接して住居があり、既に住宅敷地の一部として使用していることから、農地に戻すことは難しいため、是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。

なお、車庫の一部が秩父市で管理する認定外道路上に建っておりますが、市の用地課と協議を行っており、払い下げを受ける見込みとなっております。また、一体利用地内にも秩父市が管理する認定外道路が存在しておりますが、こちらも市の用地課と協議を行っており、払い下げを受ける見込みとなっております。

現地を確認しましたところ、車庫及び進入路等が設置されておりました。

上林事務局長 つづきまして、番号3について説明をいたします。

申請者、申請地、施設の概要については、議案書記載のとおりで、平成14年に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。

申請地は、寺尾 字 東袋（ひがしぶくろ） 畑 173㎡で、札所21番観音寺の東100メートル付近にあります。秩父市が定める農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地でしたが、令和2年8月27日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用の目的ですが、農産物直売及び軽食可能な日常生活店舗用地です。

申請事由ですが、申請地は古い時代から牛小屋や倉庫として使用してきた経緯があり、畑に復元することは困難であり、また、南側が山林のため、日照条件も悪く耕作には向かないと判断をして、以前から構想しておりました、農産物やその加工品を直売しながら、軽食等が提供できる店舗の建設をしたいとのことです。隣接農地所有者からの承諾もいただいております。

なお、申請地は宅地課税がされていたことから、除外申請並びに転用許可については、既に許可済みと勝手な判断をしてしまい、工事を着工したことについて、始末書添付の上、このたびの申請に至りました。説明は以上です。

新井主席主幹 つづきまして、番号4について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は下吉田 字 鍛

治山 畑 4筆 589㎡で、昭和62年に相続により取得しています。案内図の8ページをご覧ください。申請地は吉田総合支所の東に約200m離れた場所に位置しています。立地の基準につきましては、官公庁から300m以内に位置する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

転用目的は住宅用地の拡張（追認）です。申請事由ですが、申請地は昭和40年代ころより、母屋の一部や車庫、物置小屋等、居宅の付属家等を徐々に建築してしまい、現在まで宅地として使用してきました。農地への復旧は難しいことから、引き続き現況のまま使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。

隣接には自己所有の農地以外にはないため、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認しましたところ、申請のとおり車庫や物置小屋が建っていました。以上です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

3番（長谷川委員） 番号1について意見を申し上げます。事務局の説明のとおりです。5ページの案内図のとおり、影森地区では、住宅やアパートが建設される一方で駐車場がなくて困っていることから、自然に耕作地が駐車場化していくような状況です。この案件は平成26年から追認ということですが、申請者も遠隔にいることから耕作は難しいと判断をしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

10番（新田委員） 番号2についてですが、事務局の概要説明のとおりです。

現在、駐車場や住宅の進入路として使用している状況ですが、今後も同様に使用していきたいとのことで、始末書も添付されているようです。農地に戻すのも大変であることからやむを得ないと判断をしました。皆さんのご審議のほどよろしくをお願いします。

12番（豊田委員） 番号3についてですが、事務局と現地を確認してきましたが、前事務局長とこの地については転用されていないことから現地確認をした経緯があります。牛小屋等ありましたが、過日の大雪で崩壊したものを撤去した後、建設を始めたようです。ここは札所20番から21番への巡礼道にもなっていることから、こうした店舗営業もやむを得ないと判断をしました。よろしくご審議のほどをお願いします。

2番（上井委員） 番号4について意見を申し上げます。

事務局からの説明のとおり、周りはすべて申請者の農地です。相続に伴うこ

とにより、転用未許可が判明したとのことで、やむを得ないと判断をしました。皆さんのご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。
（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第58号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。
（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第59号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（15件）

議長（衆会長） 次に、議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から2について説明します。

まず番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 滝の上町 田 1筆 1204㎡のうち300㎡で、平成18年に相続により取得した土地です。案内図の 9ページをご覧ください。

申請地は視目坂下交差点南側に位置しており、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は資材置場及び事務所用地で、4か月間の一時転用です。

申請事由ですが、譲受人は市内で建設業を営む法人であり、このたび秩父市発注工事である幹線3号線道路改築工事をおこなうこととなっています。その際、付近に借用可能な土地が当申請地以外にないことから、ここを一時的に譲り受け、資機材の仮置き及び仮設事務所を設置することで、工事を円滑に進めたいとして申請されました。資金調達計画は整っています。

また、隣接に譲受人所有以外の農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。また本申請は工事期間内の一時転用であり、工事完了後は農地に復旧する旨が申請書に記載されています。現地を確認しまし

たところ、保全管理されておりました。

続きまして番号2についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 堀切 字 千年原 畑 1筆 468㎡で、平成20年に相続により取得した土地です。案内図の 10ページをご覧ください。

申請地は太田公民館からの北東に約1200m離れた場所にあり、立地の基準につきましても中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は住民票の住所こそ譲渡人である父と同地になっていますが、現在は市内で借家にて生活しており、何かと手狭でもあり不便であるため、このたび、父親の居住地の隣接地にあたる当申請地を譲り受け、ここに自己用住宅を建築して生活の安定を図りたいとして、転用申請されました。なお、申請地の一部には平成9年より譲渡人が物置等の用途で使用しており、砂利が敷かれている状態です。このことにつきまして、始末書が添付されています。

資金調達計画は整っています。また、隣接農地耕作者からの同意書も添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、一部宅地として使用されており、残りの部分は畑として管理されておりました。説明は以上です。

高野参与 私からは、番号3から番号10について説明いたします。

はじめに、番号3ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の11ページをご覧ください。

申請地は、久那 字 田中 田 1筆 288平方メートルで、久那公民館の南東100メートル付近に位置し、昭和22年自作農創設特別措置法により取得した土地です。立地の基準につきましても、上下水道施設の便益を享受することができる道路に面し、教育施設、公共施設が近隣に存在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は市内の賃貸住宅に居住しておりますが、生活を安定させるため自己用住宅を新築したいとして申請されました。

なお、申請地につきましても、秩父市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地でしたが、令和2年8月27日付けで除外の決定を受けております。事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地所有者からの転用に関する承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め問題は無いと考えます。現地を確認したところ、保全管理の農地となっております。

次に、番号4について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の12ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 一本木 畑 2筆 606平方メートルで、影森駅の西150メートル付近に位置し、平成29年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、鉄道駅及び教育、医療、公共施設が近隣に存在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、駐車場用地です。

申請事由ですが、譲受人は隣接地において令和2年4月に保育園を開園し、乗用車21台分の駐車場所を確保しましたが、運営を始めてみると朝夕の送迎や各種行事開催時には保護者等の利用が思いのほか多く、現駐車場では対応しきれず近隣の施設や交通安全対策において問題が生じることがあるため、新たに14台分の駐車場を整備したいとして申請されました。

事業計画、資金計画等も整っており、また、周辺には農地が無いことから営農に関しての問題は無いと考えます。現地を確認したところ、不耕作地となっております。

次に、番号5について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の13ページをご覧ください。

申請地は、上影森 字 下原 畑 2筆 560平方メートルで、影森福祉交流センターの南東210メートル付近に位置し、昭和55年売買及び平成9年交換により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地及び進入路用地です。申請事由ですが、譲受人は市営住宅に居住しておりますが、子どもの成長に伴い何かと手狭になってきたことから自己用住宅を新築したいとして申請されました。事業計画、資金計画等も整っており、隣接農地所有者からの転用に関する承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め問題は無いと考えます。現地を確認したところ、不耕作地となっております。

次に、番号7ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の14ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 下反り原 畑 1筆 269平方メートルで、スポーツ健康センターの東330メートル付近に位置し、平成7年相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は市内の賃貸住宅に居住しておりますが、自己用住宅を新築したいとして申請されました。

事業計画、資金計画等も整っており、隣接する農地がありませんので問題は無いと思われます。現地を確認したところ、保全管理の農地でした。

次に、番号8について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の15ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 野土 畑 2筆 1584平方メートルで、スポーツ健康センターの西南西330メートル付近に位置し、昭和50年贈与により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、宅地分譲用地及び駐車場用地です。

申請事由ですが、申請地は用途区域内にあり宅地化が進んでいる地域で、市街にも近く住宅地として利便性が良いため、譲受人が買い受け宅地分譲用地として販売し、地域への貢献及び業務の発展を図りたいとして申請されたものです。

事業計画では、5区画の分譲地と2区画の付帯駐車場を予定しています。

資金計画等も整っており、隣接農地所有者からの転用に関する承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め問題は無いと考えます。

現地を確認したところ、保全管理の農地となっております。

次に、番号9ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の5ページ、下の航空写真左下をご覧ください。

申請地は、下影森 字 押堀 畑 2筆 240平方メートルで、秩父二中の南南西290メートル付近に位置し、平成18年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は市内の賃貸住宅に居住しておりますが、何かと手狭になったことから自己用住宅を新築したいとして申請されました。

なお、申請地の一筆については、近隣の居住者が平成17年頃より駐車場として使用していた部分があることから始末書が添付されています。また、現在駐車している車両につきましては、議案第58号番号1案件にて議決をいただきました貸駐車場への移動を予定しています。

事業計画、資金計画等も整っており、また、隣接農地は譲渡人のみであることから問題は無いと考えます。

現地を確認したところ、駐車場所以外は不耕作地となっております。

次に、番号10について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の5ページ、下の航空写真右上をご覧ください。

申請地は、下影森 字 押堀 畑 2筆、同じく 字 丙下原 畑 1筆の合計756平方メートルで、秩父二中の南南西260メートル付近に位置し、平成18年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、宅地分譲用地です。申請事由ですが、申請地は用途区域内にある宅地化が進んでいる地域で、市街にも近く住宅地としての利便性が良いため、譲受人が買い受け宅地分譲用地として販売し、地域への貢献及び業務の発展を図りたいとして申請されたものです。

なお、申請地の一筆については、番号9同様、近隣の居住者が駐車場として使用していた部分があることから始末書が添付されています。

事業計画では、3区画の分譲地を予定しています。

資金計画等も整っており、また、隣接農地は譲渡し人のみであることから問題は無いと考えます。現地を確認したところ、不耕作地となっております。

小嶋主席主幹 私からは、番号11～15について説明いたします。

番号11について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字下小川（しもおがわ）・畑・2筆・2，188平方メートルで、2筆とも平成24年に相続により取得した土地です。

案内図16ページをご覧ください。申請地は、秩父市立原谷小学校の北約700メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、建売住宅用地です。譲受人は、市内上宮地町に本店を置き、建築工事、不動産業を主な目的としている法人です。申請地は、譲渡人が高齢のため、休耕地となっております。保全管理も苦慮しており、周囲が住宅地で市内への交通の便も良く小学校、スーパー等の生活に必要な施設も近くにあることから住宅地に適しているとして、譲受人がここを譲り受け、ここに建売住宅地8棟を建築し販売したいとして転用申請されました。

資金調達計画は整っており、また本申請地の隣接に耕作農地はありませんでした。現地を調査したところ、草刈り等が行われ、保全管理されておりました。

続きまして、番号12及び番号13、番号14の案件については関連がありますので、一括して説明をいたします。番号12及び13、14については令和2年第8回定例総会において、事業計画者の変更で審議され許可された案件で、計画変更許可後の5条申請です。譲受人、譲渡人、申請地、施設の概要、契約の

内容等は議案書記載のとおりです。

案内図の17ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道和銅黒谷駅の南東約660メートル付近にあり、番号1は黒谷字天水、畑1筆、592平方メートル、番号2は畑1筆476平方メートル、番号3は畑1筆663平方メートルです。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしております。申請事由ですが、いずれも太陽光発電施設用地として転用するものです。

番号1、番号2、番号3について譲受人は、茨城県内に所在地を置く、昭和59年に成立された法人で、環境保全に寄与する太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の新エネルギー装置の研究、企画開発、設計、製造、販売、据付工事、保守及び管理を目的のひとつとしている法人です。

低圧の太陽光発電の所有を検討していたところ、譲渡人より承継の話を受け、北関東で日当たりも良く、太陽光発電に適していると判断し、事業者変更の計画変更の許可を受けたことから申請を行ったものです。申請にあたり、資金調達計画は整っており、土地の所有者より、譲渡人から譲受人への事業移転の同意書も提出されております。また、一部未完成となっているフェンス工事については、5条許可後に譲渡人が実施し、費用を負担するとの覚書が提出されております。

申請地を確認しましたところ、太陽光発電施設本体は完成しておりましたが、秩父用水との境界のフェンス部分が未完成となっております。

続きまして、番号15について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字立石（たていし）・畑・4筆・630.98平方メートルで、4筆とも平成23年に相続により取得した土地です。案内図18ページをご覧ください。申請地は、秩父市立高篠小学校の北東約850メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、資材置場及び駐車場用地です。譲受人は、市内栃谷地内に本店を置き、土木工事、建築工事等を主な目的としている法人で、申請地の道路の反対側に本店があります。譲受人は、平成10年頃より、資材置場及び重機車両等の駐車場として、申請地を借り受け使用してきました。

この度、譲渡人と譲受人で売買について合意に至り、土地の所有権移転をするために調査したところ、申請地が農地転用の許可を受けていない農地であることが判明し、申請地を近隣に住宅も少なく重機等を動かすにも騒音等の問題も気に

ならず、今後も使用していきたいことから、是正したいとして始末書添付のうえ申請されたものです。本申請地の隣接に耕作農地はありませんでした。

現地を調査したところ、資材置場及び重機車両の駐車場として使用されておりました。説明は以上です。

上林事務局長 つづきまして、番号16について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字加奈川（かながわ）畑 300平方メートルで、平成28年に相続により取得した土地です。案内図の19ページをご覧ください。

申請地は、和銅大橋寺尾交差点から南に1100メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、自己用住宅用地です。譲受人は譲渡人と同居の家族であり会社勤務をしておりますが、同居生活において、何かと手狭になってきたことから、譲渡人所有の農地に、自己用住宅の建設を計画し、移り住みたいとのことから、このたびの申請に至りました。資金調達計画も整っております。現地を調査したところ、保全管理状態でした。説明は以上です。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

4番（加藤委員） 番号1についてですが、真に結構な案件だと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

13番（設楽委員） 番号2についてですが、事務局の概要のとおりで、近隣農地にも影響はないと思われます。よろしくご審議よろしくお願いします。

5番（笠原委員） 番号3についてですが、先日、事務局と現地を確認してまいりました。事務局の概要のとおりで、転用目的は自己用住宅の申請であり、隣接農地所有者からの承諾、農振除外もされていることから問題はないと判断をしました。

続いて番号4ですが、転用目的は駐車場の確保でございます。交通の安全性の確保等を考慮しますとやむを得ない判断をしました。

続いて番号5ですが、転用目的は自己用住宅及び通路用地の確保ですが、隣接農地所有者からの承諾もいただいていることから問題はないと判断をしました。以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

3番（長谷川委員） 番号7について意見を申し上げます。自己用住宅とのことですが、残地となる隣接地も保全管理されており、問題はないと判断し

ました。続きまして、番号8についてですが、宅地分譲住宅と駐車場用地ということで、国道から少し入ったところで、現状はきれいに保管理されておりましたがやむを得ないと判断をしました。続きまして、番号9並びに番号10ですが、先ほどの4条案件がでたところですが、不耕作地になっていたところが一部駐車場になっていたということでしたが、ここと併せて、自己用住宅地と分譲住宅の建設ということでやむを得ないと判断をしました。

9番（青野委員） 番号11について意見を申し上げます。概要は事務局からの説明のとおりですが、既に宅地化が進んでいる地域でありやむを得ないことと判断をしました。皆さんのご審議のほどよろしく申し上げます。

7番（横田委員） 番号12・13・14と関連のある案件ですが、先月、事業計画変更ということで、概要につきましては事務局の説明のとおりです。事業者変更ということでやむを得ないと判断をしました。

続きまして、番号15についてですが、法人の事業に伴い、田であったところを、既に重機や資材置き場に利用していたとのことです。川端ということもあり農地とするには不向きな場所でもあることから、今後も管理をしていくことであれば、やむを得ないと判断をしました。みなさんのご審議よろしく申し上げます。

12番（豊田委員） 番号16についてですが、事務局と現地を確認してまいりました。概要は事務局の説明のとおりです。現況はマルチ等を利用し、防草しているようでした。自己用住宅用地ということで、やむを得ないと判断いたしました。みなさんのご審議をよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

4番（加藤委員） 番号3についてですが、特に異議や問題はありませんが、隣接地主の所有者の了解を得ているとのことですが、過日の農振除外の会議である協議会では、住宅建設はやむを得ないが、周囲に水田があることから給排水には十分配慮することを附記して農振除外が認められた経緯がありますので、ご報告しておきます。

議長（糸会長） 他に質疑等はありませんか。

13番（設楽委員） 番号12・13・14についてですが、地上権設定されていますが、売買での契約ですか。

小嶋主席主幹 売買ということで申請を受けております。また地権者からも承諾をしているということで同意書をいただいています。

議長（糸会長） 他に質疑等はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第59号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第60号上程 農用地利用集積計画の決定について （2件）

議長（糸会長） 次に、議案第60号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたします。

新井主席主幹 番号1について説明をいたします。

本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和2年10月8日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

土地の所在につきましては、案内図20ページをご覧ください。申請地は、道の駅龍勢会館前交差点から、東約450mから北東約1080mの範囲に位置しています。貸付けに係る土地につきましては議案書 別紙 農用地利用集積計画をご覧ください。申請地は、吉田久長 畑 31筆 計23,766㎡になります。利用権を設定する期間は、令和3年1月1日から10年間です。

なお、本案を決定していただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、続く議案にて農用地利用配分計画をご審議いただくこととなります。説明は以上です。

加藤主幹 私からは、番号2について説明いたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和2年10月1日付けで、秩父市長からの依

頼により、当委員会の決定が求められているものです。

それでは、計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。なお、貸付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書記載のとおりです。案内図の21ページをご覧ください。

貸付地は、荒川総合支所より半径2.5km圏内に位置しており、荒川小野原字小ノ滝4筆、荒川日野字下モ原4筆、荒川上田野字中原1筆の計9筆、4,398㎡となります。利用権を設定する期間は、令和3年3月1日から7年間です。

なお、本件につきまして決定をいただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますが、続く議案にて農用地利用配分計画を決定することとなります。説明は以上です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

6番（彦久保委員） 番号1について意見を申し上げます。現状は既に作付がされておりまして、きれいに管理をされております。みなさんのご審議をよろしく申し上げます。

5区（木村推進委員） 事務局の説明のとおり、きれいに作付をされており、問題はないと判断をしました。ご審議よろしく申し上げます。

3番（長谷川委員） 番号2の案件ですが、事務局の説明のとおりです。荒川区内でも少しずつでも利用集積が進めば良いことと思います。

6区（木村推進委員） 番号2についてですが、すでに作付等がされており、問題はないと判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（条会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（条会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第60号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決まら

た。

議案第61号上程 農用地利用配分計画の意見について (2件)

議長(糸会長) 次に、議案第61号 農用地利用配分計画の意見について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 番号1 農用地利用配分計画について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和2年10月8日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられている農地は、先の、議案第60号において農用地利用集積計画を決定いただいたもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定している、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申出がありました担い手に配分する計画です。

借受人は吉田久長地区で露地野菜の栽培を行う専業農家で、配分を受けた後もしゃくし菜栽培を中心に露地野菜の栽培を行う計画になっています。

配分案につきましては、議案書、別紙、農用地利用配分計画をご覧ください。

賃借期間については、令和3年1月1日より10年間です。

なお、本計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っていることから、適切であると判断しております。説明は以上です。

加藤主幹 議案第61号 番号2 農用地利用配分計画について 説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和2年10月1日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などに対し、判断をお願いするものです。計画の内容を申し上げます。

案内図21ページをご覧ください。このたびの配分計画に掲げられております農地は、先の議案第60号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定受け、申し出がありました担い手に配分する計画です。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社が配分を受ける者との調整が整っておりまして、適切であると判断しております。説明は以上です。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

6番（彦久保委員） 番号1について意見を申し上げます。現地を事務局と確認してきましたが、よく管理されておりました。また地域の人を集めて、畑を管理している様子でしたが、大変素晴らしいことだと感じました。みなさんのご審議をよろしく申し上げます。

5区（木村推進委員） 事務局並びに委員からの説明のとおり、きれいに管理をされておりました。ご審議よろしく申し上げます。

3番（長谷川委員） 番号2の案件ですが、事務局の説明のとおりです。農地中間管理機構からの貸し出しということで問題はないと判断をしました。

6区（木村推進委員） 番号2についてですが、ただ今委員さんから発言ありましたとおりです。問題はないと判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第61号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（糸会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和2年第10回定例総会を閉会いたします。